

一般社団法人全日本かるた協会支部規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という。）の定款第3条に基づき、本協会の支部に関する規程を定めるものである。

(支部の設置)

第2条 本協会の業務運営及び連絡調整の円滑化を図るため、支部を置く。

2 各支部が所管する都道府県は各号のとおりとする。

- (1) 北海道・東北支部（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- (2) 関東支部（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
- (3) 甲信越支部（新潟、山梨、長野）
- (4) 静岡支部（静岡）
- (5) 東海支部（岐阜、愛知、三重）
- (6) 北陸支部（富山、石川、福井）
- (7) 近畿支部（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
- (8) 中国支部（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- (9) 四国支部（徳島、香川、愛媛、高知）
- (10) 九州支部（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

3 海外で活動するかるた会は本協会が直接所管し、支部に所属しない。

(支部の役割)

第3条 支部は、所管する都道府県で組織された都道府県かるた協会を通じて、支部内の小倉百人一首かるたの状況を掌握するとともに、一層の普及に努める。

2 支部は、所管の都道府県かるた協会の会長を招集し、定期的に会議を開催し、小倉百人一首競技かるたの普及策を協議するとともに、本協会への運営等に対する意見・要望をとりまとめる。

3 支部は、本協会の掲げる事業計画のうち、講演会、講習会等を実施する。

(支部の役員)

第4条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 必要な人数
- (3) 支部会計 1名

2 支部長は、支部に所属する正会員の中から会長が任命する。

3 副支部長及び支部会計は、支部長が指名する。

(支部役員の職務)

第5条 支部長は、支部を代表して本協会の支部長会議に出席し、本協会の運営等に関する意見を述べることができる。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した順序により、その職務を代行する。

3 支部会計は、支部の会計を管理する。

4 支部長及び副支部長は、支部会計を兼務することはできない。

(支部役員の任期)

第6条 支部役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本協会の支部に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。